各 位

会 社 名 イ オ ン 九 州 株 式 会 社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 柴田 祐司 (コード番号: 2653 JASDAQ) 問合せ先 取締役 経営戦略本部長 榊 隆之 (電話番号 092-441-0611)

「コーポレートガバナンス基本方針」の制定について

イオン九州株式会社(以下、当社)は、企業経営と企業統治に関する基本姿勢並びに企業統治システムに関する方針を示した「コーポレートガバナンス基本方針」(以下、当方針)を制定いたしました。

当方針は、「コーポレートガバナンス・コード」への制度的対応にとどまらず、当社の基本 理念に基づき、企業価値の最大化に向けて長期的視野に立った経営を行うために、ガバナンス の更なる進化を目指したものです。

当社は、当方針の実践を通じて、お客さまや従業員、地域社会、株主・投資家等すべてのステークホルダーへ貢献すべく一層の成長・発展に努めてまいります。

当方針の詳細につきましては、添付の「コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

なお、当方針は、当社ホームページにも掲載しています。

http://aeon-kyushu.info/static/detail/corporategovernance

以 上

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

1. 基本方針の目的

本方針は、イオン九州が株主をはじめとするステークホルダーの期待と信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、企業経営と企業統治に関する基本的な考え方について明示したものであり、全ての企業活動の指針となるものです。

2. イオン九州の経営理念

イオンは、グループ共通の基本理念として、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」ことを定めています。

イオン九州は、イオングループの一員として、九州におけるお客さまや地域社会への貢献を通して、従業員の幸福を実現し、地域に根差した企業となり、九州No.1の信頼される企業となることを目指しています。「いつも行く場所が、いつも行きたい場所になってほしいから。一人ひとりの暮らしにもっと。九州のみなさまと一緒にずっと。」を店舗コンセプトとし、実現することで、お客さまのみならず、従業員も満足感を実感できることを信念としています。

このような価値観をイオン九州経営理念として定め、経営戦略の策定及び経営の意思決定における根幹の考え方としています。

【イオン九州経営理念】

イオン九州は、 お客さま満足と 従業員の自己実現のため、 絶えず「変革」と「挑戦」を続け、 九州の成長と暮らしの豊かさに貢献する。

お客さま満足の実現

お客さま満足の実現のため、お客さまとの接点である現場を大切にし、常にお客さま基 点で考えることで、変化するお客さまのニーズにお応えします。

従業員の自己実現

従業員の自己実現のため、多様性を尊重し、教育機会を積極的に提供します。それによ

り、従業員同士が切磋琢磨し、尊重し、刺激し合い、高め合うことで、自己成長できる企業を目指します。

絶えず「変革」と「挑戦」を続ける

イオン九州の理想の実現のため、変化する経営環境に対応し、新たなことに果敢に挑戦 することで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を志向する経営に努めます。

九州の成長とくらしの豊かさに貢献

九州という地域社会の一員として、環境保全、社会貢献、地産地消などの様々な取り組みにより、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに成長し、 九州での暮らしの豊かさに貢献することを目指します。

3. 基本的考え方

イオン九州は、イオンの基本理念を全ての企業活動の指針とし、「お客さま基点、現場主義による価値創造」「最大の経営資源である人間の尊重」「地域社会とともに発展する姿勢」「長期的視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長」「透明性があり、規律ある経営の追求」をコーポレートガバナンスにおける基本姿勢とします。

商品・サービスの提供を通じ、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、企業価値の最大化を経営の最重要課題と位置づけます。会社法や各種法令、社会規範、内部統制等を遵守するとともに、変化に即応し、絶えず革新し続ける企業風土を貫くことにより、企業の安定的かつ継続的な成長を実現します。

第2章 コーポレートガバナンス体制

1. 企業統治体制

当社は、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であるとの判断から、監査役会設置会社を選択し、効率的な経営体制の確立を図ります。

当社は、独立社外取締役と監査役が連携して経営を監督することにより、ガバナンスの実効性を強化します。

2. 取締役会

(1)役割と責務

取締役会は、イオン九州経営理念に沿って、戦略的な方向付けを行い、取締役間の建 設的な議論を通じ、中期経営計画及び年度方針を策定します。

取締役会は、当社の経営の意思決定機関として法定事項のほか、定款及び取締役会規

則に定められた当社に係る重要事項を決議します。その一方、取締役会規則のほか職務 責任権限規定にて経営幹部に対し、業務執行の意思決定の委任の範囲を明確に定め、経 営の活力の増大と意思決定のスピードアップに取り組みます。取締役会は、経営幹部か らの提案に対し、客観的な立場において多角的かつ十分な検討をすることで適切なリス ク管理を行います。

取締役会は、経営陣に対する監督の実効性を高めるため独立性・客観性が確保された 内部監査部署を活用し、当社が定めている「内部統制に関する基本方針」「コンプライア ンス規程」「リスク管理規定」に基づいて内部監査部署が実施した監査結果の報告を定期 的に受ける等、リスク管理体制や内部統制システムが適切に機能していることを監督し ます。

(2) 運営

取締役会議長は、取締役会における活発な議論と適切な判断、公正な監督を可能にするための体制を整備します。

取締役会資料の事前配布、必要に応じた事前説明、経営全般の重要情報の共有などを 通じ、社外取締役に十分な情報提供を行い、社外取締役の知見や客観性に基づく意見を 取締役会の運営に反映します。

中期経営計画や重要な政策などの重点的議論を必要とする課題に対し、取締役会審議 に向け、別途議論の機会を設け、取締役による 十分な議論の時間を確保します。

(3)業務執行に係る意思決定

取締役会は、執行役員を選任し、会社法上または定款及び取締役会規則上、取締役会で決議しなければならない事項を除き、執行役員会に業務執行方針や重要案件の意思決定について委任します。

3. 監查役会

(1)役割と責務

監査役及び監査役会は、取締役の職務執行の監査や会計監査人の選解任などの役割・ 責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえた上で監査の基本姿勢を明示 し、併せて監査方針を定め、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。

監査役会において、常勤監査役は常勤としての特性を踏まえ、主要会議に出席するなど積極的に社内の情報収集に努め、また社外監査役は、独立性という期待役割を踏まえ、取締役会に対して忌憚のない質問及び意見を述べることとしています。こうした常勤監査役の情報収集力と社外監査役の独立性を有機的に組み合わせることで、監査役会の役割・責務の実効性を強化します。

4. 経営人材の育成と経営幹部への情報提供及びサポート

当社は、「経営人材発掘委員会」にて選抜した次世代の経営人材に対し個人ごとの育成方

針を決定し、その方針に基づく配置・教育により 経営人材を育成します。

当社は、取締役・監査役に対し、イオングループの新任役員セミナーをはじめとする経営幹部対象の各種セミナーへ派遣し、経営者として必要な知識習得やイオングループの経営への理解を深める機会を設けます。また、当社において定期的なコンプライアンス教育を実施し、ガバナンス体制の強化に努めます。

当社は、社外取締役がその機能を十分に発揮できるようにするため、就任の際、または 就任後も継続的にイオングループ及びイオン九州の戦略・事業・組織・財務などに関する 情報提供を行うとともに、政策方針発表への参加、植樹などの社会貢献活動への参加など を通じて当社への理解を深める機会を設けます。

第3章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主総会における権利行使

当社は、株主総会において株主が権利行使を適切に実行できるよう環境整備に努めます。 当社は、株主との建設的な対話の充実と正確な情報提供の観点から、定期株主総会の開催日や開催場所を適切に設定します。

当社は、株主が議案の検討時間を十分に確保できるよう招集通知の発送の早期化に努めるとともに、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて発送前開示を実施します。

2. 財務・資本政策

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指し、持続的な成長を図るために、成長投資とリスク許容できる株主資本の水準の維持を基本方針としています。

当社は、株主資本利益率(ROE)を重要な経営指標の一つと捉え、株主資本の有効活用及び 財務基盤の強化のため、D/E レシオ等の財務指標を意識し、最適資本構成の構築を図りま す。

3. 政策保有株式

株式の政策保有については、政策保有に関する基本方針に基づき、対象企業との関係、 提携強化を図るなど、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合において、 限定的に保有するものとします。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、政策保有先の持続的成長及び中長期的な企業 価値向上に資するかどうかを勘案し、議案ごとの賛否を議決権行使基準に従って判断しま す。

4. 関連当事者間の取引

当社は、取締役及び監査役が実質的に支配する法人との間で、競業取引及び利益相反取引を実施する場合には、会社法及び取締役会規則に基づき取締役会の承認決議を必要としています。

当社と主要株主や関連会社等との取引については、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、関連当事者取引管理規定及び職務責任権限規程に基づき、社内承認手続きを経て実施します。

第4章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

1. 行動規範

イオングループは、イオンの基本理念を実現し、すべてのステークホルダーの信頼に応えるため、役員・従業員一人一人が誠実で倫理的な行動を実践するための指針として「イオン行動規範宣言」を定めています。

当社は、社員教育等により「イオン行動規範宣言」の浸透と定着を図り、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

2. 環境・社会貢献

当社は、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応が企業の持続的な発展のために欠かせないものとして、「イオンの eco プロジェクト」、「植樹活動」、「レジ袋使用量の削減」、「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」、「イオンチアーズクラブ」、災害時における地域行政との包括協定等、様々な活動に積極的に取組みます。

3. ダイバーシティの推進

当社は、ダイバーシティ推進室を設置し、女性の活躍を促進するとともに、国籍、人種、 性別、学歴、宗教、心身の障害などを区別せず人材を登用し、多様な価値観を持つ社員が それぞれの能力を発揮できる環境整備に努めます。

4. 内部通報の体制整備

当社は、社内の内部通報制度として「イオン九州人事 110 番」を設置し運用します。また、グループ全従業員を対象とするイオングループの内部通報制度「イオン行動規範 110 番」にも参加し、コンプライアンス担当取締役が、内部通報体制の運用状況について確認し、内部統制システム委員会において、取締役へ定期的に運用状況を報告する体制を整備します。

第5章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 情報開示の充実

当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識し、法令に基づく開示はもとより、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、当社ホームページ等の様々な手段によって開示を行います。また、情報開示にあたっては、平易かつ具体的な記載を行うよう努めます。

2. 外部会計監査人

当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責任を負っていることを認識し、監査 役会や経理部門等の関連部門と連携し、適正な監査体制を確保します。

外部会計監査人との意見交換や監査実施状況を通じ、外部会計監査人が当社からの独立 性と専門性を有していることを確認します。

第6章 株主との対話

1. 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識し、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させます。また、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、IR活動に積極的に取組みます。当社は、個人株主を対象に株主懇談会を開催し、取締役及び監査役と株主とが直接対話を行う機会を設けるなど、株主との建設的な対話を促進する体制を整備します。

第7章その他

1. 改廃

本基本方針の制定および改廃は取締役会の決議による。

以上

2016年5月24日制定